

豊田高専 カウンセラーだより

12月号



**EACH OF US DESERVES THE FREEDOM TO PURSUE OUR OWN VERSION OF HAPPINESS.
NO ONE DESERVES TO BE BULLIED.** BARACK OBAMA

12月10日は世界人権宣言が採択された日、厚生労働省は「職場のハラスメント撲滅月間」として
います。重大な人権侵害である「ハラスメント」や「いじめ」をみんなでなくしていきましょう。

■就活中の「オワハラ」

12月はハラスメント撲滅月間

青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針
(二) 採用内定・労働契約締結に当たって遵守すべき事項等 より抜粋

採用内定又は採用内々定を行うことと引換えに、他の事業主
に対する就職活動を取りやめるよう強要すること

■就活・インターンシップ中の「セクハラ」

採用する側の立場を利用し、学生（不快感を示し難い立場）
に対して本来不必要である性的な言動を投げかけること



**△ こうした言動は決して許されません。 △
少しでも疑問に感じたら、教職員や保護者の方に相談しましょう。**

いじめの定義/解消



豊田工業高等専門学校いじめ防止等基本計画（令和6年6月20日制定）では、
下記の通り説明されています。

（いじめの定義）

第1 基本計画において「いじめ」とは、本校の学生に対して、本校に在籍しているなど当該学生と一定
の人的関係にある他の学生が行う**心理的又は物理的な影響を与える行為**（インターネットを通じて行わ
れるものを含む。）であって、当該行為の対象となった学生が**心身の苦痛を感じているもの**をいう。
2 個々の行為が「いじめ」に該当するか否かについては、**表面的・形式的に判断することなく、いじめ
られた学生の立場に立ち、学生の感じる被害性に着目し、組織として判断**する。

・・・中略・・・

（いじめの解消）

第13 いじめの解消は、国の基本方針にのっとり、少なくとも、**いじめが止んでいる状態が3か月以上
継続し、かつ、いじめを受けた学生が心身の苦痛を感じていないと認められる**場合において初めて判断
する。ただし、その場合にあっても、いじめが解消したと安易に判断するのではなく、解決したと思わ
れた事案が再発したりすることのないよう、いじめを受けた学生及びいじめを行った学生を継続的に観
察し、必要な支援及び指導に努める。

**いじめかどうかの判断はとても難しいです。「いじめではない」と思っても、辛かったら抱え込
まずに相談してください。本校の先生方はまずは話を受け止め聞いてくれます。カウンセラーも
また、心のケアを含めて相談に乗ることができますので、ぜひ話を聞かせてください。**

豊田工業高等専門学校 < 学生相談室 >

電話：0565-36-5844（保健室） メール：soudan@toyota-ct.ac.jp

カウンセラー：原賀学（月～木）、都築有紀子（水・金）

相談時間：12時30分～17時30分 【予約は保健室または上記メールへ】

※月曜のみ9時～17時30分

相談場所：福利厚生会館1階保健室の相談室、2階の相談室

※冬休み中は12/25(水)、12/26(木)開室、1/6(月)～通常通り開室

SNS展開中

